

## 葵町日根野線（その2）配水管布設替工事 共同企業体結成条件

### (1) 組合せ

市内業者（代表者）＋市内業者（構成員）の2業者、または市内業者（代表者）＋市内業者（構成員）＋市内業者（構成員）の3業者による共同企業体を結成すること。ただし、2業者の場合は、代表構成員が特定建設業の許可を有し監理技術者を専任で配置すること。それ以外は、3業者で共同企業体を結成すること。

### (2) 代表者・構成員の条件

**代表者** 泉佐野市配水管工事事業者認定業者で、当該工事に対応する国家資格（大臣認定含む）を有する者を、主任技術者として施工現場に専任で配置できる者。ただし、4千5百万円以上の下請契約を締結して当工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有し、監理技術者を施工現場に専任しなければなりません。

**構成員** 泉佐野市配水管工事事業者認定業者の市内業者で、当該工事に対応する国家資格（大臣認定含む）を有する者を、主任技術者として施工現場に専任で配置できる者。

※営業所専任技術者は、専任を要する工事現場の監理（主任）技術者を兼務できません

代表者および構成員は本件の入札参加申請時に、発注工種に係る総合評価値（P点）の審査を受けた有効かつ最新の経営事項審査結果通知書の写しを提出可能であること。

受注した工事がある場合でも、その工事とは別の上記技術者を配置できれば今回の工事の申請はできます。

### (3) 出資比率

1 構成員あたりの出資比率は2者の場合30%、3者の場合20%を下回ってはならない。  
代表者の出資比率は構成員中最大とする。

※ 共同企業体の名称は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とすること。

※ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。